

令和 7 年度
津市中小企業振興事業補助金
(生産性向上設備支援事業【通常枠】
【カーボンニュートラル枠】【D X (デジタル
トランスフォーメーション) 枠】)
公 募 要 領

【募集受付期間】

令和 7 年 4 月 1 8 日 (金) ～ 6 月 1 3 日 (金) 1 7 時 1 5 分必着

【受付・問い合わせ先】

津市ビジネスサポートセンター 経営支援課

〒514-0131

三重県津市あのだつ台四丁目6番地1

TEL (059) 236-3355

E-mail 229-3360@city.tsu.lg.jp

【申請書ダウンロード】

津市ホームページ

URL : <https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1553771014116/index.html>



令和7年4月



津 市

令和7年度 津市中小企業振興事業補助金（生産性向上設備支援事業【通常枠】、【カーボンニュートラル枠】、【D X（デジタルトランスフォーメーション）枠】）

1 目的

この補助金は、生産性向上につながる生産等設備の改良及び設備投資に対する支援を行うことにより、市内の中小企業者の経営基盤の強化及び地域経済の活性化を目的とします。

※生産性向上とは、単位時間あたりの生産量や産み出すサービス等の向上をいいます。

※生産等設備とは、事業者が行う生産活動、販売活動、役務提供活動その他収益を獲得するために行う活動の用に直接供される機械、装置、工具、器具、備品等（土地、建物除く）で構成されるものをいいます。

2 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、本市の区域内に存する事業所に係る生産等設備の省力化・合理化につながる改良又は設備投資とし、以下の3つの枠を設けます。

(1) 【通常枠】

補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）が本市の区域内に存する事業所に係る生産等設備の省力化・合理化につながる改良又は設備投資に取り組む事業を対象とします。

(2) 【カーボンニュートラル枠】

補助事業者が、本市の区域内に存する事業所に係る生産等設備について、既存設備から脱炭素設備へ転換することにより、炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供の方法の改善を実現できる事業を対象とします。ただし、直接、設備投資に関係のない炭素生産性向上を伴う取組（例；社内全体での節電対策等）は該当しません。

(3) 【D X（デジタルトランスフォーメーション）枠】（以下「【D X枠】」という。）

補助事業者が、本市の区域内に存する事業所に係る業務においてデジタル技術を活用し、生産及び業務のプロセス等の改善を行い、既存の設備からD X化・デジタル化を図ることにより、生産性向上を実現する事業を対象とします。

ただし、以下の事項に該当する場合においては、対象となりません。

ア 事業の大半を他の事業者に委託する補助事業（事業の主たる課題の解決そのものを他者へ外注又は委託する事業等）

イ 他の事業者の委託を受けて行う補助事業

ウ 将来の設備投資のための設計業務等

エ 年度内に十分な成果が見込めない補助事業

オ 事業内容が関係する法令または公序良俗に反するもの

カ 同一の事業に対し、他の公的機関等から過去に補助金の交付を受けている、または将来交付を受けることが確定している事業（他の公的機関等へ内容を確認する場合があります。）

なお、この補助金への提案は、一事業者につき一提案とします。

3 補助対象事業者（補助事業者）

補助事業者は、次の(1)及び(2)の要件を満たすものとします。

- (1) 本市の区域内に主たる事務所または事業所を有し、かつ 1 年以上事業を営む中小企業者であること。（応募締切日に開業後 1 年を経過していること。）
 中小企業者とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する事業者をいう（下図参照）。ただし、みなし大企業は対象外とします。
- (2) 市税を完納している事業者であること。
 （参考）中小企業庁ホームページより引用

<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

業 種	中小企業者 （下記のいずれかを満たすこと）		小規模企業者
	資本金の額又は出資 の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業その他の業種 （②～④を除く）	3 億円以下	3 0 0 人以下	2 0 人以下
② 卸売業	1 億円以下	1 0 0 人以下	5 人以下
③ サービス業	5, 0 0 0 万円以下	1 0 0 人以下	5 人以下
④ 小売業	5, 0 0 0 万円以下	5 0 人以下	5 人以下

ただし、以下のいずれかに該当する事業者は対象となりません。

【対象とならない事業者】

- ◇ 以下のいずれかに該当する中小企業者（以下「みなし大企業」という。）は補助事業者から除きます。
 - ・発行済株式の総数又は出資価額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業（中小企業者以外の者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業者
 - ・発行済株式の総数又は出資価額の総額の 3 分の 2 以上を大企業者が所有している中小企業者
 - ・大企業者の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者
- ◇ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- ◇ 宗教上の組織若しくは団体、政治団体、暴力団、暴力団員及び関係事業者

4 補助額及び補助率

補助額及び補助率は、次のとおりとします。

【通常枠】

補助事業者が、本市の区域内に存する事業所に係る生産等設備の省力化・合理化につながる改良又は設備投資に取り組む事業を対象とします。

項 目	要 件
補助金額	1 0 0 万円以内 (1) 千円未満の端数切り捨て (2) 採択された場合であっても、提案内容や予算等の都合により減額する場合があります。
補 助 率	交付対象経費の 2 / 3 以内
募集件数	1 3 件程度

【カーボンニュートラル枠】

補助事業者が、本市の区域内に存する事業所に係る生産等設備について、既存設備から脱炭素設備へ転換することにより、炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供の方法の改善を実現できる事業を対象とします。ただし、直接、設備投資に関係のない炭素生産性向上を伴う取組（例：社内全体での節電対策等）は該当しません。

項 目	要 件
補助金額	1 2 5 万円以内 (1) 千円未満の端数切り捨て (2) 採択された場合であっても、提案内容や予算等の都合により減額する場合があります。
補 助 率	交付対象経費の 2 / 3 以内
募集件数	1 件程度

【DX（デジタルトランスフォーメーション）枠】

補助事業者が、本市の区域内に存する事業所に係る業務においてデジタル技術を活用し、生産及び業務のプロセス等の改善を行い、既存の設備からDX化・デジタル化を図ることにより、生産性向上を実現する事業を対象とします。

項 目	要 件
補助金額	1 2 5 万円以内 (1) 千円未満の端数切り捨て (2) 採択された場合であっても、提案内容や予算等の都合により減額する場合があります。
補 助 率	交付対象経費の 2 / 3 以内
募集件数	1 件程度

※記載されている募集件数は予定であり、提案金額と採択の状況によりこの限りではありません。

5 交付対象経費

費 目	要 件
機械工具費	機械・工具の購入・改良に要する経費（汎用性があり、目的外使用になり得るものや中古品は除く）、購入した機械・工具の運送や設置に要する経費（設置場所の基礎・整備工事は除く。）
外注加工費	外注加工先への支払いに要する経費
技術導入提携費	外部からの技術指導、機械等購入に伴うシステムの構築、導入コンサルティング、現場ヒアリング等に係る費用

- ・ 初期費用のみを対象とし、リース料、保守管理等の維持管理に係る経費は対象になりません。ただし、システム使用料、クラウドサービス利用料、ライセンス料で、年度内に支払いが完了する範囲のものは対象とします。
- ・ 交付対象経費に消費税及び地方消費税は含みません。

6 募集期間

令和 7 年 4 月 1 8 日（金）～令和 7 年 6 月 1 3 日（金）

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで（土日祝日を除く）

※郵送等の場合は、最終日の午後 5 時 1 5 分到着分まで受け付けます。

7 応募の手続き等

津市中小企業振興事業補助金（生産性向上設備支援事業【通常枠】、【カーボンニュートラル枠】、【D X（デジタルトランスフォーメーション）枠】）提案書のほ

か、次の(1)から(7)に掲げる書類を添えて、募集期間内に提出してください。

- (1) 過去2期の決算書の写し（事業を営んでから2年未満の中小企業者については、申請時点で添付できる決算書及び開業届等の写し）
- (2) 法人の場合：定款の写し又は登記事項証明書（発行日から3か月以内のもの）
個人事業主の場合：本人確認書類（マイナンバーカード等）の写し
- (3) 市税の完納証明書
- (4) 事業所の概要（会社案内パンフレット等会社概要・沿革・製品等がわかるもの）
- (5) 事業実施に要する経費の見積書及び導入設備のカタログ・パンフレット（写し可）
- (6) 【カーボンニュートラル枠】のみ 別紙「CO₂排出量削減算出シート」
- (7) その他市長が必要と認めた書類

8 審査及び審査基準

応募を受け付けた提案事業については、下記の審査基準に基づいて審査し、採択事業を決定します。

評価区分	審査項目
経理評価	① 企業内容が堅実かどうか。 ② 資金を十分に負担できるかどうか。 ③ 外部資源等に大半を頼っていないか。
技術評価	① 技術的課題の解決方法が明確かつ適当であるか。 ② 事業実施のための体制及び技術力を有するか。 （技術指導を含む） ③ 新規性（既存技術の応用、すぐれたアイデア要素、従来品にない用途等）はあるか。
事業評価	① 生産性の向上に効果は見込めるか。 ② 提案事業が雇用の促進に寄与するものであるか。 ③ 採算性は認められるか。 ④ 地域経済への波及効果が見込める取り組みであるか。 ⑤ 【カーボンニュートラル枠】CO ₂ 排出量の削減効果が得られるか。 ⑥ 【DX（デジタルトランスフォーメーション）枠】デジタル技術を活用した生産設備・製造設備、業務プロセス・業務環境を改善を行う取組であり、DX又は既存業務のデジタル化を推進するものであるか。

費用対効果 評価	① 補助金の投入額に対して想定される売上・収益の規模、その実現性等が高いか。 ② 事業実施による副次的成果（生産性・品質向上、環境改善等）は見込めるか。
-------------	---

9 審査後の流れ

審査結果については書面にて提案事業者へ通知します。採択通知を受領した補助事業者は速やかに交付申請手続きを進めてください。

交付申請以降に必要な書類（様式）は、令和7年度津市中小企業振興事業補助金実施要領（生産性向上設備支援事業【通常枠】・【カーボンニュートラル枠】・【DX（デジタルトランスフォーメーション）枠】）内に別紙1～別紙5がありますので、実施要領を熟読の上、書類の準備をしてください。

10 その他

- (1) 令和7年度津市中小企業振興事業補助金（生産性向上設備支援事業）（以下「本補助金」という。）と令和6年度の補助金の重複の可否については、下記のとおりとなります。

ア 令和6年度に生産性向上設備支援事業の【通常枠】により補助金を受けた事業者は、本補助金の【通常枠】には応募できませんが、【カーボンニュートラル枠】、もしくは【DX枠】には応募可能とします。

イ 令和6年度に生産性向上設備支援事業の【カーボンニュートラル枠】により補助金を受けた事業者は、本補助金の【通常枠】及び【カーボンニュートラル枠】には応募できませんが、【DX枠】には応募可能とします。

ウ 令和6年度に生産性向上設備支援事業の【DX枠】により補助金を受けた事業者は、本補助金の【通常枠】及び【DX枠】には応募できませんが、【カーボンニュートラル枠】には応募可能とします。

エ 従来どおり、生産性向上設備支援事業【通常枠】、【カーボンニュートラル枠】、【DX枠】と新商品等開発支援事業による補助金の同年度内の応募は不可とします。

- (2) 提案応募があった【カーボンニュートラル枠】、【DX枠】の提案が、審査状況により【通常枠】として採択されることがあります。その際は【通常枠】の補助上限額となります。
- (3) 採択された補助事業については、事業者名及び補助事業名等を本市ホームページ等にて公表する場合があります。
- (4) 交付決定前に着手した事業については、対象となりません。また、変更決定前に着手した変更内容についても、対象となりません。

※「着手」とは原材料や設備等を発注する行為が含まれます。見積の取得は着手

に含まれません。

- (5) 事業として一般的に成果が出せる場合であっても、中小企業振興補助金が定める規定等の枠内で事業を実施する場合に、事業成果を出す事が難しいという場合も起こりえます。中小企業振興事業補助金の要領等を熟読し、規定されたルールに基づいて事業が実施できるかを検討の上、応募してください。
- (6) 提案をしようとする事業は、自社の業務状況や人員体制等の観点から、余裕をもって年度内に完了させることができるものかどうか、十分に確認の上、応募するようにしてください。
- (7) この補助金の補助事業者は、翌年度以降の5年間（令和8年度から5年間）に渡り、補助事業の状況を「事業状況報告書」の提出等により報告していただきます。

応募、申請に必要な書類や、詳しい内容についてご説明させていただきますので、申請を希望される場合は事前に下記までお問合わせください。

また、この公募要領と併せて、「令和7年度津市中小企業振興事業補助金**実施要領**」もご確認ください。提出書類の様式等（別紙1～別紙5）が実施要領内にありますので、一連の手続きにご使用ください。

【事前相談】事前相談用フォーム



URL : <https://logoform.jp/form/5jA5/993989>

津市ビジネスサポートセンター 経営支援課 〒514-0131 三重県津市あのとつ台四丁目6番地1 TEL 059-236-3355 Email 229-3360@city.tsu.lg.jp
--

津市中小企業振興事業補助金（生産性向上設備支援）フロー図

一連の手続きに係る書式は「令和7年度津市中小企業振興事業補助金実施要領」内に「別紙1～別紙5」があります。採択後の手続きについても実施要領を熟読の上、進めてください。

